

外国人の方が退職・出国（帰国）される場合は、

残りの税額を一括徴収 または 納税管理人の届出 を

お願いします

市県民税は1月1日（賦課期日）現在、石垣市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税しますので、年の途中で日本から出国しても税額がなくなることはありません。

外国人を問わず、納税義務者が出国などの理由により納税が困難になる場合は、「納税管理人申告書」により、納税管理人[※]の届出をお願いします。

※ 納税義務者から税額に関する手続き（税額決定通知の受取、納税、還付金の受領など）を委任された方をいいます。個人・法人問わず指定することが可能です。

出国する方が特別徴収対象者の場合

冊子「特別徴収のしおり」の「給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。なお、出国後は市県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおり手続きをお願いします。

退職時期	未徴収税額について
1月から5月までの間	<ul style="list-style-type: none">◆この期間の未徴収税額は、最後に支払う給与から一括徴収してください。この期間の未徴収税額は、最期に支払する給与から一括徴収してください。◆1月1日に住民票が石垣市にある方は、出国されても新年度の市県民税が課税されますので納税管理人の届出をお願いします。◆市役所にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額分を預かっていただき6月中旬に納税管理人に送付する納付書で納めてください。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最後に支払う給与から一括徴収してください。一括徴収できない場合は、納税管理人の届出をお願いします。

※ 「納税管理人申告書」の様式は、石垣市ホームページでダウンロードできます。

▼石垣市税務課「様式ダウンロード」▼

https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/kurashi_gyosei/kurashi/zeikin/2562.html

申請様式ダウンロード

